

# 香川丸亀養護学校学校見学及び 第2回今後の香川県立特別支援学校の在り方検討委員会

日 時：令和3年7月19日（月）9：30～12：00

場 所：香川丸亀養護学校

## ◇ 日 程

- 1 学校見学（9:30～10:15）
  
- 2 第2回今後の香川県立特別支援学校の在り方検討委員会（10:20～12:00）
  - (1) 開 会  
あいさつ
  
  - (2) 議 事
    - ① 知的障害がある者を対象とする県立特別支援学校の施設整備について
      - ・現状と課題
  
      - ・改善の方向性
  
    - ② 県立特別支援学校の校名に関する考え方について
  
  - (3) 閉 会

## 【資料】

第1回資料8

今後の学びの場の整備について

資料1

特別支援学校設置基準の制定（案）概要：文部科学省

資料2

県立特別支援学校の校名について

**今後の学びの場の整備について****1 既設校の増改築による対応（早急に対応の必要な2校から）**

これまで見てきたように、児童生徒数は急激に増加しており、将来推計の結果からも深刻な教室不足の状況が続くことが予想される。特に香川丸亀養護学校と香川中部養護学校については、早急に教室不足等に対する対応が必要であり、現在、県としては以下のような検討を行っている。

**(1) 香川丸亀養護学校**

現状では校舎の増築に加え、特別教室の普通教室の転用などの対応を行いながら教室不足に対応しているところであり、給食についても既存の厨房設備では、数年後に在籍数の増加に合わせた給食数の提供をすることが物理的に不可能になると考えられる。解消のためには、隣接地を購入して造成し、増築することが考えられるが、学校のある傾斜地に新たに敷地を購入、造成して建設することは、相当の時間や経費を要することが想定される。

これらの課題に早急に対応するため、現敷地内での工事を念頭に、給食施設の上層階に、普通教室と特別教室を設けた校舎棟を増改築することを具体化していきたい。加えて、工事開始までの間の教室不足を緩和するため、先行して敷地内にプレハブ工法による仮設校舎も設置することを合わせて検討していきたい。

**(2) 香川中部養護学校**

在籍数の増加は高止まりの傾向が続くことが予想され、香川丸亀養護学校と同様に、教室不足や給食の提供体制が逼迫している現状の改善が望めない。香川中部養護学校も、隣接地で活用できる土地はなく、現敷地内で普通教室・特別教室を含む校舎棟の増改築と、児童生徒数の増加に見合った給食施設の増改築に取り組んでいきたい。

**2 増改築以外の方策の検討（中長期的な検討）**

小・中・高等学校の統廃合に伴う空き校舎等の施設利用については、学校規模や立地等のいろいろな状況を照らし合わせながら、活用の可否について考えていく必要がある。教室不足の解消に効果がある場合は検討していきたい。

また、文部科学省が特別支援学校設置基準を策定することが決定された。既存校舎の増改築だけでなく、状況に応じて新設校の検討も行うことも視野に入れていきたいと考えている。

**3 まとめ**

以上、現状について整理したが、教室不足の抜本的な解決には相応の期間と経費が必要なため、今後も国の動向等を注視するとともに、県の財政状況、在籍数の推計について年次更新を行いながら、慎重に検討を進めていきたいと考える。

## 特別支援学校設置基準の制定（案）概要

令和 3 年 5 月  
文 部 科 学 省  
初等中等教育局

## 1 趣旨

現在、特別支援学校については、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条に基づく設置基準として独立した省令は定められておらず、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）に、設備編制の基本的事項についてのみ定められている。

今回、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、学校教育法第三条に基づき、特別支援学校設置基準（文部科学省令）を制定するものである。

制定に当たっては、①特別支援学校を設置するために必要な最低の基準とするとともに、②地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的・大綱的に規定することを基本方針とする。

## 2 制定内容

## (1) 総則

## i) 趣旨について

ア 特別支援学校は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

イ この省令で定める設置基準は、特別支援学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

ウ 特別支援学校の設置者は、特別支援学校の編制、施設及び設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならないこととする。

## ii) 設置基準の特例について

ア 高等部を置く特別支援学校で公立のものについては都道府県の教育委員会、私立のものについては都道府県知事（イにおいて「都道府県教育委員会等」という。）は、特別支援学校の高等部に二以上の学科を設置する場合その他これに類する場合において、教育上支障がないと認めるときは、特別支援学校の高等部の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができることとする。

イ 専攻科及び別科の編制、施設及び設備等については、この省令に示す基準によらなければならないこととする。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科及び別科の編制、施設及び設備等に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができることとする。

## (2) 学科

## i) 学科の種類について

ア 特別支援学校の高等部の学科は、次のとおりとすることとする。

- ① 普通教育を主とする学科
- ② 専門教育を主とする学科

イ 普通教育を主とする学科は、普通科とすることとする。また、専門教育を主とする学科は、次のとおりとすることとする。

- ① 視覚障害者である生徒に対する教育を行う学科
  - ・ 家庭に関する学科
  - ・ 音楽に関する学科
  - ・ 理療に関する学科
  - ・ 理学療法に関する学科
- ② 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う学科
  - ・ 農業に関する学科
  - ・ 工業に関する学科
  - ・ 商業に関する学科

- ・ 家庭に関する学科
  - ・ 美術に関する学科
  - ・ 理容・美容に関する学科
  - ・ 歯科技工に関する学科
- ③ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）である生徒に対する教育を行う学科
- ・ 農業に関する学科
  - ・ 工業に関する学科
  - ・ 商業に関する学科
  - ・ 家庭に関する学科
  - ・ 産業一般に関する学科

### （３）編制

#### i) 一学級の幼児、児童又は生徒数について

- ア 幼稚部の一学級の幼児数は、五人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱（身体虚弱を含む。以下同じ。）のうち二以上を併せ有する幼児で学級を編制する場合にあっては、三人）以下とすることとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないこととする。
- イ 小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒数は、六人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち二以上を併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあっては、三人）以下とすることとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないこととする。
- ウ 高等部の一学級の生徒数は、八人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち二以上を併せ有する生徒で学級を編制する場合にあっては、三人）以下とすることとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないこととする。

#### ii) 学級の編制について

- ア 幼稚部の学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制するものとし、小学部、中学部又は高等部の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、特別な事情があるときは、数学年の幼児、児童又は生徒を一学級に編制することができることとする。
- イ 幼稚部、小学部、中学部又は高等部の学級は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の別ごとに編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち二以上を併せ有する幼児、児童又は生徒で編制することができることとする。

#### iii) 教諭等の数等について

- ア 複数の部又は学科を置く特別支援学校には、相当数の副校長又は教頭を置くものとする。こととする。
- イ 特別支援学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭（ウにおいて「教諭等」という。）の数は、一学級当たり一人以上とすることとする。
- ウ 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができることとする。

#### iv) 養護教諭等について

特別支援学校には、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の幼児、児童及び生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならないこととする。

#### v) 実習助手について

高等部を置く特別支援学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。こととする。

#### vi) 事務職員について

特別支援学校には、部の設置の状況、幼児、児童及び生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならないこととする。

#### vii) 寄宿舎指導員の数について

寄宿舎を設ける特別支援学校には、寄宿する幼児、児童及び生徒数等に応じ、相当数の寄宿舎

指導員を置かなければならないこととする。

viii) 他の学校の教員等との兼務について

特別支援学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができることとする。

(4) 施設及び設備

i) 一般管理について

特別支援学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならないこととする。

ii) 校舎及び運動場の面積等について

ア 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とすることとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないこととする。

イ 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができることとする。

iii) 校舎に備えるべき施設について

ア 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。ただし、特別の事情があるときは、教室と自立活動室とは、それぞれ兼用することができることとする。

① 教室（普通教室、特別教室等とする。ただし、幼稚部にあつては、保育室及び遊戯室とする。）

② 自立活動室

③ 図書室（小学部、中学部又は高等部を置く特別支援学校に限る。）、保健室

④ 職員室

イ 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

iv) その他の施設について

特別支援学校には、校舎及び運動場のほか、小学部、中学部又は高等部を置く場合にあっては体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないこととする。

v) 校具及び教具について

ア 特別支援学校には、部及び学科の種類、学級数並びに幼児、児童及び生徒の数並びに障害の種類及び程度等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならないこととする。

イ 校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならないこととする。

vi) 他の学校等の施設及び設備の使用について

特別支援学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができることとする。

### 3 附則

(施行期日等)

ア 令和4年4月1日から施行することとする。ただし、2(3)及び(4)並びに別表の規定は、令和5年4月1日から施行することとする。

イ 2(3)及び(4)並びに別表の規定施行の際、現に存する特別支援学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができることとする。

(学校教育法施行規則の一部改正)

ウ 特別支援学校設置基準の策定に伴い、学校教育法施行規則第二百二十条から第二百二十三条までを削除するほか、所要の規定の整備を行うこととする。

(特別支援学校の高等部の学科を定める省令の廃止)

エ 特別支援学校の高等部の学科を定める省令(昭和四十一年文部省令第二号)は、廃止することとする。

# 特別支援学校設置基準における校舎面積の算定式

校舎

	視覚	聴覚	知的	肢体不自由	病弱	
幼児、児童又は生徒数	面積（平方メートル）	面積（平方メートル）	面積（平方メートル）	面積（平方メートル）	面積（平方メートル）	
小学部 又は 中学部	一以上 十八以下	1110	950	1070	1210	870
	十九以上 百八以下	1110+24(児童又は生徒数-18)	950+24(児童又は生徒数-18)	1070+27(児童又は生徒数-18)	1210+30(児童又は生徒数-18)	870+24(児童又は生徒数-18)
	百九以上	3260+16(児童又は生徒数-108)	3120+16(児童又は生徒数-108)	3540+17(児童又は生徒数-108)	3920+21(児童又は生徒数-108)	3090+15(児童又は生徒数-108)
高等部 (単独)	一以上 二十四以下	1410	1240	1260	1570	1160
	二十五以上 百四十四以下	1410+17(生徒数-24)	1240+17(生徒数-24)	1260+20(生徒数-24)	1570+22(生徒数-24)	1160+17(生徒数-24)
	百四十五以上	3470+13(生徒数-144)	3340+13(生徒数-144)	3680+14(生徒数-144)	4200+17(生徒数-144)	3300+13(生徒数-144)
高等部 (併置)	一以上 二十四以下	480	480	490	590	480
	二十五以上 百四十四以下	480+21(生徒数-24)	480+20(生徒数-24)	490+22(生徒数-24)	590+26(生徒数-24)	480+20(生徒数-24)
	百四十五以上	2990+13(生徒数-144)	2930+13(生徒数-144)	3140+14(生徒数-144)	3710+18(生徒数-144)	2930+13(生徒数-144)
幼稚部	一以上 五以下	190	170	190	220	190
	六以上	190+18(幼児数-5)	170+18(幼児数-5)	190+18(幼児数-5)	220+22(幼児数-5)	190+18(幼児数-5)

(備考)

- ・小学部及び中学部を置く特別支援学校は小学部及び中学部の在籍者数を合算することとする。
- ・重複障害を有する幼児児童生徒は、主たる障害区分により、その数を幼稚部は1.67倍、小学部及び中学部は2倍、高等部は2.67倍して算定することとする。
- ・視覚障害者である幼児児童生徒、聴覚障害者である幼児児童生徒、知的障害者である幼児児童生徒、肢体不自由者である幼児児童生徒又は病弱者である幼児児童生徒の2以上に対する教育を行う特別支援学校の校舎に係る基準面積は、障害区分ごとに、部毎（小学部及び中学部を置く場合は小学部及び中学部）の全幼児児童生徒数をそれぞれ当該障害区分の幼児児童生徒数とみなして上記の表を適用して得た面積を、当該障害区分の幼児児童生徒数により加重平均した面積とする。

# 特別支援学校設置基準における運動場面積の算定式

運動場

小学部		中学部又は高等部		幼稚部	
児童数	面積（平方メートル）	生徒数	面積（平方メートル）	幼児数	面積（平方メートル）
一以上 二百四十以下	2400	一以上 二百四十以下	3600	十以下	360
二百四十一以上	$2400 + 10 \times (\text{児童数} - 240)$	二百四十一以上	$3600 + 10 \times (\text{生徒数} - 240)$	十一以上	$360 + 10 \times (\text{幼児数} - 10)$

（備考）

- ・ 中学部及び高等部を置く特別支援学校は中学部及び高等部の在籍者数を合算することとする。
- ・ 幼稚部、小学部、中学部又は高等部の2以上の部を置く特別支援学校の運動場の必要面積は、在籍者数及び学級数を踏まえ、置かれる部の中で最も面積の大きくなる部の運動場面積とする。

## ○県立特別支援学校の校名について

### 1 経緯

平成19年4月に施行された改正「学校教育法」により、特別支援教育への転換が図られ、複数の障害種別に対応した教育を行うことができる特別支援学校の制度が創設された。その際、現に設置されている盲学校、聾学校又は養護学校を特定の障害種別に対応した教育を専ら行う特別支援学校とする場合には、「盲学校」、「聾学校」又は「養護学校」の名称を用いることも可能であるとされている。

各特別支援学校においていずれの障害種別に対応した教育を行うこととするかについては、当該学校の設置者がそれぞれの地域の実情に応じて判断することとなる。その際には、児童生徒等ができる限り地域の身近な特別支援学校に就学できるようにすること、同一の障害のある児童生徒等による一定規模の集団が学校教育の中で確保され、障害種別ごとの専門的指導により児童生徒等の能力を可能な限り発揮できるようにすること等を勘案しつつ、児童生徒等の障害の重複化への対応という制度改正の趣旨を踏まえ、可能な限り複数の障害種別に対応した教育を行う方向で検討されることが望ましいとされている。

### 2 現状

本県の特別支援学校においては、従来から（特別支援学校への転換が図られる以前から）、複数の障害を合わせ有する児童生徒に対応できる教育課程を編成していることに加え、例えば、知的障害と肢体不自由の重複障害のある児童生徒であり、主たる障害が肢体不自由の場合であっても、知的障害を対象とする特別支援学校で受け入れるなど、柔軟な対応を行っているところであり、このことは、特別支援教育の趣旨に合致したものであると考えている。また、本県の特別支援学校においては、主として特定の障害種別に対応した専門的な教育を積み重ねており、このような場合には、「盲学校」、「聾学校」又は「養護学校」の名称を用いることも可能であるとされていることや、県民の間に、この名称が定着していることから、現行の名称を用いている。

本県の特別支援学校においては、引き続き専門的な教育を実施することに加え、複数の障害を合わせ有する児童生徒にも対応していることから、各学校において対応する障害種別を見直す予定はない。校名については、これまで特別支援学校校長会で校名の変更の検討意見や、保護者から「養護学校」からの変更への要望が、県に寄せられることがあった。また、令和5年度に小豆地域に特別支援学校が開校することや、特別支援教育の制度が始まって15年が経過していることも踏まえ、特別支援学校の校名について今後どのように考えていくかを検討する時期にきている。



都道府県立特別支援学校の名称変更の状況（R3.6月現在）

項 目	数	該当都道府県
校名変更なし	5	長野、滋賀、奈良、島根、香川
新設や統合に伴う学校のみ変更	6	北海道、青森、山形、神奈川、鳥取、鹿児島
制度改正時または新設や統合に伴う学校名変更等に合わせて変更	36	高知（H31.4）他 ※山口県は全て総合支援学校の名称
うち （盲、聾学校は変更なし）	（22）	